

総務環境委員会 説明資料

平成31年3月12日
環境局

目 次

	頁
1 主な外来種の相談件数等	1
2 区役所への燃料電池自動車の導入	4
3 外部給電が可能な公用車の保有状況	5
4 騒音に関する苦情件数	6
5 吹付けアスベストが使用されている市有建築物の状況	7
6 災害時のアスベスト対策の流れ	8
7 ごみ処理量の状況	9
8 資源分別率（家庭系）の実績及び目標値	10
9 集団資源回収（学区協議会方式）における各戸化の状況	11
10 古紙の持去り件数の推移	12
11 集団資源回収実施団体数の内訳	13
12 集団資源回収（一般方式）において資源回収業者が担当する団体数	14
13 集団資源回収における引取価格の推移	16
14 市が収集するごみ・資源の分別区分	17
15 小型家電の回収状況	18
16 PCBを保有する事業所の状況	20
17 愛岐処分場の残余容量	21
18 愛岐処分場浸出水処理施設の改築の概要	22

1 主な外来種の相談件数等

(1) 相談件数及び捕獲頭数

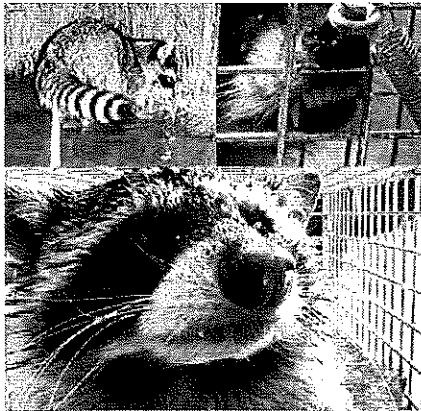
区 分	アライグマ		ハクビシン		ヌートリア	
	相談(件)	捕獲(頭)	相談(件)	捕獲(頭)	相談(件)	捕獲(頭)
千種	9	1	15	6	0	0
東	2	0	2	0	0	0
北	15	0	15	0	1	0
西	3	0	10	7	0	0
中村	2	0	5	0	3	2
中	14	1	5	1	0	0
昭和	12	0	20	4	0	0
瑞穂	3	0	4	1	0	0
熱田	1	0	7	0	0	0
中川	8	0	5	0	9	4
港	3	0	8	0	9	0
南	10	4	3	1	0	0
守山	18	19	17	2	0	0
緑	34	9	16	0	4	0
名東	12	1	4	1	2	0
天白	10	2	6	3	2	0
不明	0	0	10	0	1	0
計	156	37	152	26	31	6

(注1) 平成30年4月から平成31年1月末までの集計である。

(注2) 相談件数は、市の関係部署（なごや生物多様性センター、緑政土木局都市農業課、土木事務所、保健センター等）に寄せられた件数である。

(注3) 捕獲頭数は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による防除計画又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による有害鳥獣捕獲許可に基づき市内で捕獲された個体数である。

(2) アライグマに関する啓発資料



アライグマ に注意!

～その被害を防止するために・・・～

北アメリカからペットとして日本にやってきたアライグマ。

名古屋市内でも野生化し、近年、家屋への侵入や農作物への被害が報告されています。

アライグマの被害にあわないためには、その生態を知り、被害を未然に防ぐことが必要です。

アライグマってどんな動物?



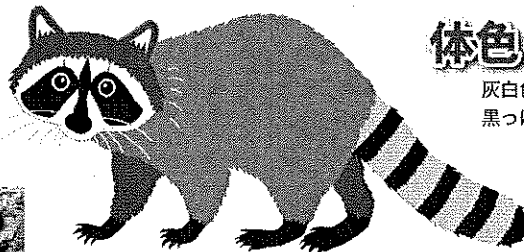
- ・鼻すじに黒い線がある。
- ・耳は少し上がり、白い縁どりがある。
- ・目のまわりから頬にかけて黒いマスクがある。
- ・ヒゲが白く目立つ。



- ・尾を含めた長さ60～100cm。
- ・体重4～10kg。



- ・指は5本で細長い。
- ・足あとは、ヒトの手形と似ている。



- ・灰白色の場合が多いが、黒っぽいものもある。

5cm



前足の跡



後足の跡



- ・黒と茶色のしま模様(5～7本)。

多様な環境で生息可能

- 水辺を好み、森林、農地のほか、市街地でも生息できます。
- 民家の屋根裏や社寺にすみつくこともあります。
- 夜行性ですが、しばしば昼間にも活動します。

高い繁殖力

- 毎年4～6月ごろに、3～6頭の子を出産します。

何でも食べる!

- 雑食性で、果物、野菜、穀物、哺乳類、トリのひなや卵、サカナ、昆虫などを食べます。
- ペットフードも食べます。

外来生物法に基づく規制 アライグマは、外来生物法における「特定外来生物」に指定されています。

飼育、保管すること

生きたまま運搬すること

野外に放つこと

などの行為が、原則禁止されています。

(外来生物法は、正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、平成17年6月1日から施行されています。)

どんな被害があるの？

生活環境への被害

- 人家の屋根裏や空き家にすみつき、繁殖します。
- 家屋を糞尿で汚したり、柱や壁を爪で引っかいて傷つけます。
- エサを探して、放置された生ごみを漁ります。
- 屋外の鉢で飼育しているキンギョなどが被害を受けた事例もあります。

農作物への被害

- 甘みのある作物を好み、田畑や家庭菜園に侵入して食い荒らします。
- 名古屋市では、ブドウ、トマトなどへの被害が報告されています。

生態系への被害

- 日本にはアライグマの天敵がおらず、在来の生きものや生態系に影響を与える恐れがあります。
- 名古屋市では、カメや両生類（カエルやサンショウウオ）など、小動物を捕食している可能性があります。



天井裏での寝床



屋根の上の糞

被害を防ぐためにできる3つのこと

①エサとなるものを放置しない。

- 家庭ごみや、収穫した農作物を野外に放置しない。
- ペットのエサの食べ残しは片付ける。

②家屋への侵入を防ぎ、入らせない。

- 建物への入口となるような壁の穴は塞いでおく。
- 池で魚やカメを飼っている場合には、金網で覆う。
- 家屋への侵入経路となるような木の枝などは切る。

③見かけでも触れない。

- アライグマは鋭い爪や歯を持っているので、無理に取り押さえない。
- 感染症をもつ可能性があるため、糞尿を処理するときも、マスクやゴム手袋を着用する。

名古屋市内でみられる外来哺乳類



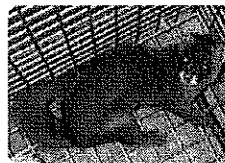
アライグマ

外来生物法 特定外来生物



ハクビシン

愛知県条例 禁飼公認種



シベリアイタチ



タヌキ

名古屋市長レッドリスト2015 準絶滅危惧種

わたしたちに
できること。

外来種の広がった原因のひとつに、ペット遺棄があります。
ペットを飼う前には、その生きものについてよく調べることが大切です。

- ☆どのくらい大きくなるのか
- ☆どのくらい長く生きるのか
- ☆どんな性格なのか（例：臆病、どう猛）など

そして、飼いはじめたときは責任をもって最後まで飼い続けましょう。



- アライグマを目撃したら、なごや生物多様性センターまで情報をお寄せください。●

名古屋市環境局 なごや生物多様性センター

〒468-0066 名古屋市天白区元八事五丁目 230 番地

TEL 052-831-8104 【受付時間 8:45～17:30（土・日・祝日を除く）】

FAX 052-839-1695

Eメール bdnagoya@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp

*このチラシは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。平成28年9月発行

（注）A4版、カラー印刷

2 区役所への燃料電池自動車の導入

(1) 予算の内訳

(単位:千円)

区 分	予 算 額
購 入 (8 台)	60,800
リ ー ス (8 台)	1,300
外部給電機器 (17台)	10,860
広 報 ・ 車 両 管 理	9,910

(2) 財源の内訳

(単位:千円)

区 分	金 額
市 債	54,000
基 金	17,760
一 般 財 源	11,110

(3) 本市が利用可能な補助制度

(単位:千円)

実施主体	名 称	補 助 額
経済産業省	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	2,020

(注) 補助額は、平成30年度にMIRAIを購入した場合の1台あたりの金額である。

3 外部給電が可能な公用車の保有状況

区 分	メーカー・ 車 種	供給可能 電力量／台 (kWh)	台 数
燃料電池 自動車 (FCV)	トヨタ自動車・ MIRAI	約60	環境局 1
電気自動車 (EV)	日産自動車・ リーフ	24	環境局 1
	日産自動車・ e-NV200	24	環境局 1
	三菱自動車工業・ ミニキャブミーブ	16	環境局 1 西区役所 1 港区役所 1 名東区役所 1
プラグイン ハイブリッド 自動車 (PHV)	トヨタ自動車・ プリウスPHV	約40	環境局 2 南区役所 2 天白区役所 1
	三菱自動車工業・ アウトランダーPHEV	約112	緑政土木局 1

(注) 供給可能電力量についてはカタログ等に記載された値である。

4 騒音に関する苦情件数

区 分	平成29年度	平成30年度
建設作業	294	262
工場・事業場	303	255
交通機関	31	35
その他	60	54
合 計	688	606

(注) 平成30年度は平成31年1月末現在の件数である。

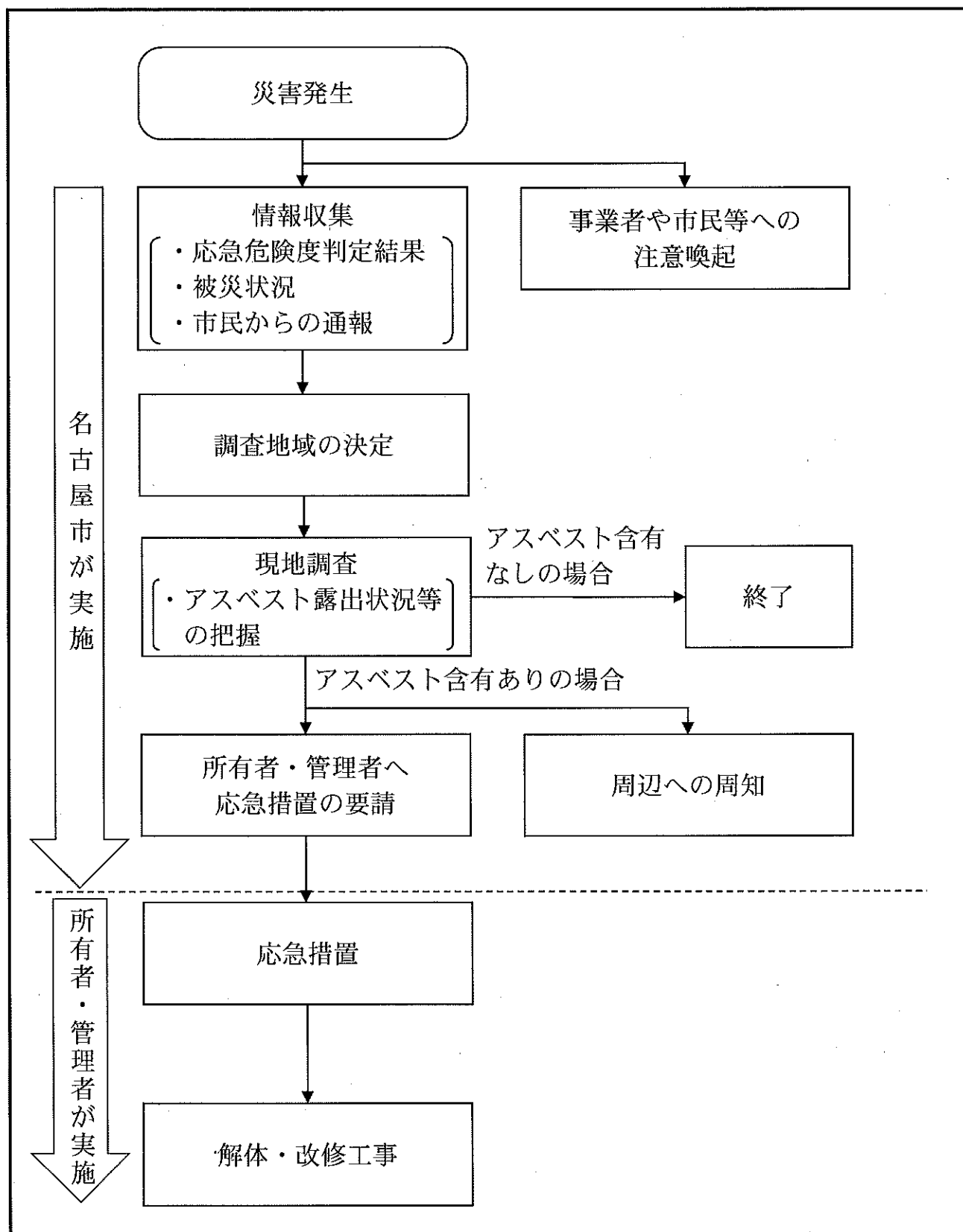
5 吹付けアスベストが 使用されている市有建築物の状況

区 分	措置済みの施設	未措置の施設	合 計
平成25年度	309	29	338
平成26年度	304	28	332
平成27年度	294	27	321
平成28年度	288	25	313
平成29年度	284	23	307

(注1) 各年度末現在の施設数である。

(注2) 措置とは、「封じ込め」や「囲い込み」などをいう。

6 災害時のアスベスト対策の流れ



(注) 現地調査では、アスベストアナライザー及び簡易測定キットにより被災建築物のアスベストの有無を調査する。

7 ごみ処理量の状況

(単位：万トン)

区 分	実 績 (平成29年度)	第5次一般廃棄物 処理基本計画 目 標 値 (平成30年度)	目標値との差
家庭系	40.9	41	△0.1
事業系	20.2	18	2.2
合 計	61.1	59	2.1

8 資源分別率（家庭系）の実績及び 目標値

区 分	実 績 (平成29年度)		第5次一般廃棄物処 理基本計画目標値 (平成30年度) (%)
	資源分別量 (万トン)	資源分別率 (%)	
プラスチック製 容器包装	2.2	45	55
紙 器 包 装	0.7	23	45
雑 が み	0.3	12	20
衣 類 ・ 布 類	0.2	9	25

(注1) 資源分別率は、品目ごとに「資源分別量／（資源分別量＋ごみの中に含まれていた資源の推計量）」により算定した。資源分別量は市が収集し再商品化事業者に引き渡した量または集団資源回収など市民による自主的な資源回収量であり、ごみの中に含まれていた資源の推計量はごみ組成等調査から推計した。

(注2) 雑がみには、紙製容器包装として収集し、選別業者が資源化した量を含む。

9 集団資源回収（学区協議会方式）における各戸化の状況

区 分	学 区 数
各戸回収に移行 （予定も含む）	5 2
協 議 中	1 0
拠点回収を継続	3 1
拠点回収を選択	2 8
未 検 討	2
各戸化が困難	1
廃 止	1
合 計	9 4

（注）平成31年2月末現在の状況である。

10 古紙の持去り件数の推移

区 分	件 数	月平均
平成27年度	55	4.6
平成28年度	96	8.0
平成29年度	105	8.8
平成30年度	93	8.5
4月	8	
5月	7	
6月	9	
7月	9	
8月	12	
9月	5	
10月	12	
11月	13	
12月	11	
1月	4	
2月	3	

1 1 集団資源回収実施団体数の内訳

区 分	一般方式	学区協議会方式	合 計
千種	1 9 7	1 3	2 1 0
東	1 0 5	4	1 0 9
北	1 9 3	1 2	2 0 5
西	1 6 2	1 7	1 7 9
中村	1 2 3	1 7	1 4 0
中	5 9	6	6 5
昭和	2 4 0	1	2 4 1
瑞穂	2 2 3	2	2 2 5
熱田	1 4 1	2	1 4 3
中川	1 9 4	2 0	2 1 4
港	1 7 5	2 0	1 9 5
南	2 5 8	9	2 6 7
守山	1 0 9	6	1 1 5
緑	2 4 6	1 2	2 5 8
名東	1 0 8	1 8	1 2 6
天白	8 6	1 0	9 6
合 計	2, 6 1 9	1 6 9	2, 7 8 8

(注) 平成29年度実績である。

1 2 集団資源回収（一般方式）において資源回収業者が担当する団体数

区分	A	B	C	D	E	F	G
千種	4 8	3	4	2	5	1 5	0
東	7	4	4	0	0	2	1 8
北	3 1	1 5	1 0	0	0	1 1	1 2
西	4	3 1	1 0	0	0	9	2
中村	1	9	9	2	0	0	0
中	3	1 0	4	0	0	1	0
昭和	1 1 8	2	8	0	0	2	0
瑞穂	2 7	7	1 6	7	1 9	3	0
熱田	3 5	3 5	4	2	2	1 7	0
中川	2 3	3 0	4 4	8	0	1 7	0
港	4 1	9	4 0	0	0	2	0
南	1 9	2 1	9	1 0	2	1	0
守山	1 5	0	1 1	1	1	1	5 4
緑	3 0	1 0	4	6 9	2 2	0	0
名東	2 6	5	5	3	5	1 1	6
天白	2 3	2	1	2	4 1	1	0
合計	4 5 1	1 9 3	1 8 3	1 0 6	9 7	9 3	9 2

(注) 回収を担当している団体数の多い上位15業者の状況である。

H	I	J	K	L	M	N	O
0	1 0	0	0	0	2 9	2 6	0
0	3 3	0	0	0	1	1	0
0	1 9	0	1 1	0	0	0	0
0	2	0	1 1	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0
0	1	1	1	0	2	0	0
3 2	1 5	0	1	0	8	2 6	1
4 6	2	1 1	1 0	0	5	0	0
3	2	0	4	1	0	0	0
1	1	0	3	1	0	1	0
0	0	0	3	1 2	1	0	0
0	0	5	2 1	1 7	1	1	5 3
0	0	0	3	0	0	0	0
0	0	5 5	3	3 8	1	0	2
4	0	0	0	0	1 8	4	0
0	0	1	1	0	2	0	0
8 6	8 5	7 4	7 2	6 9	6 8	5 9	5 6

1 3 集団資源回収における引取価格 の推移

(1) 一般方式

(単位：円／k g)

区 分	新 聞	雑 誌	段ボール
平成27年	3. 2 (△2. 0～8. 0)	1. 7 (△2. 0～6. 0)	2. 7 (△2. 0～8. 0)
平成28年	3. 1 (△1. 5～14. 0)	1. 7 (△1. 5～10. 0)	2. 7 (△1. 5～10. 0)
平成29年	3. 2 (△1. 5～14. 0)	1. 8 (△1. 5～10. 0)	2. 7 (△1. 5～10. 0)

(注1) 上段は平均、下段括弧書きは最小及び最大の単価である。

(注2) 平均は団体数による加重平均により算出した。

(注3) 単価は団体ごとに、回収量や回収作業内容によって決められている。

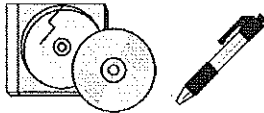
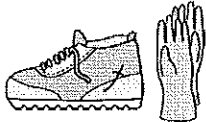
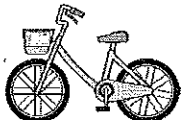
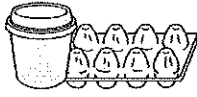
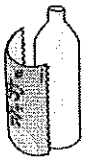
(2) 学区協議会方式

(単位：円／k g)

区 分	新 聞	雑 誌	段ボール
平成27年	1. 0	0. 5	1. 0
平成28年	1. 0	0. 5	1. 0
平成29年	1. 0	0. 5	1. 5

(注) 名古屋リサイクル協同組合が統一した単価で支払っている。

14 市が収集するごみ・資源の分別区分

区 分		主なもの（例）
可燃ごみ		 生ごみ  プラスチック製品  皮革・ゴム類
発火性危険物		 殺虫剤などのスプレー缶  カセット式ガスボンベ  缶入り固形燃料  使い捨てライター  リチウム電池（非充電式）
不燃ごみ		 なべ・やかん類  ガラス・陶磁器類  アルカリ乾電池 マンガン乾電池  アイロン
粗大ごみ		 ソファ  ストーブ・ファンヒーター  自転車
資源	プラスチック製容器包装	 袋類  パック・カップ類  ボトル類  緩衝材
	紙製容器包装	 菓子箱などの空き箱  紙袋  包装紙  酒やジュースのパック
	ペットボトル	 フタ・ラベルは取って フタの分類: プラスチック製容器包装へ ラベルの分類: プラスチック製はプラスチック製容器包装へ・その他は可燃ごみへ（はがせないものは、そのまま結構です）
	空きびん	 飲料用・食品用・化粧品用のびん フタは取って フタの分類: プラスチック製はプラスチック製容器包装へ・金属製は不燃ごみへ
	空き缶	 飲料用・食品用の缶

1 5 小型家電の回収状況

(1) 回収量の推移

(単位：トン)

平成27年度	平成28年度	平成29年度
94	109	122

(2) 回収ボックスの設置場所

区 分	箇所数
区役所及び支所	22
スーパーマーケット	18
ホームセンター	11
家電量販店等	7
合 計	58

(注) 平成31年2月末現在の箇所数である。

(3) 有用金属の回収量

(単位：kg)

区 分	回 収 量
鉄	61,000
アルミニウム	5,000
銅	3,000
銀	6.1
金	0.3

(注) 平成29年度の実績である。

(4) 品目別の回収個数

区 分	個 数
リモコン、ケーブル、ACアダプタ等	8 1 7
理容用電気機械器具 (ヘアドライヤー、電気カミソリ等)	2 0 7
パソコン、補助記憶装置 (USBメモリ、ハードディスク等)	1 6 9
音響用機器 (CDプレーヤー、ラジカセ、ラジオ等)	1 5 9
携帯電話、PHS	1 2 2
映像用機器 (ビデオデッキ、DVDプレーヤー等)	1 1 0
ゲーム機、電子書籍端末、電子辞書、電卓	1 0 3
デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	8 7
電話機、ファックス	8 4
その他	2 7 3
合 計	2, 1 3 1

(注) 平成30年9月1日から5日までに56箇所の回収ボックスに投入された
小型家電を抽出調査したものである。

1 6 P C Bを保有する事業所の状況

(1) 届出状況

届出事業所数	1, 0 4 2
--------	----------

(注) 平成31年1月末現在の数である。

(2) 未届事業所掘り起こし調査

目 的	届出がされていないP C Bを保有する事業所の把握		
調 査 内 容	P C B含有機器の保有台数及び管理状況		
調 査 結 果	区分	実施時期	新たにP C Bの保有を把握できた事業所数
	変圧器・コンデンサー類	平成27年12月	161
		平成29年 1月	51
		平成31年 2月	43
	照明用安定器等	平成30年10月	256
		平成31年 2月	159

(3) 処分方法及び処分期限

処 分 方 法	中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託	
処 分 期 限	変圧器・コンデンサー類	平成34年3月31日
	照明用安定器等	平成33年3月31日

(4) 助成制度

助 成 主 体	独立行政法人環境再生保全機構 (P C B廃棄物処理基金を活用)
中小企業者等	処分料金の70%を助成
個 人	処分料金の95%を助成

1 7 愛岐処分場の残余容量

(1) 残余容量

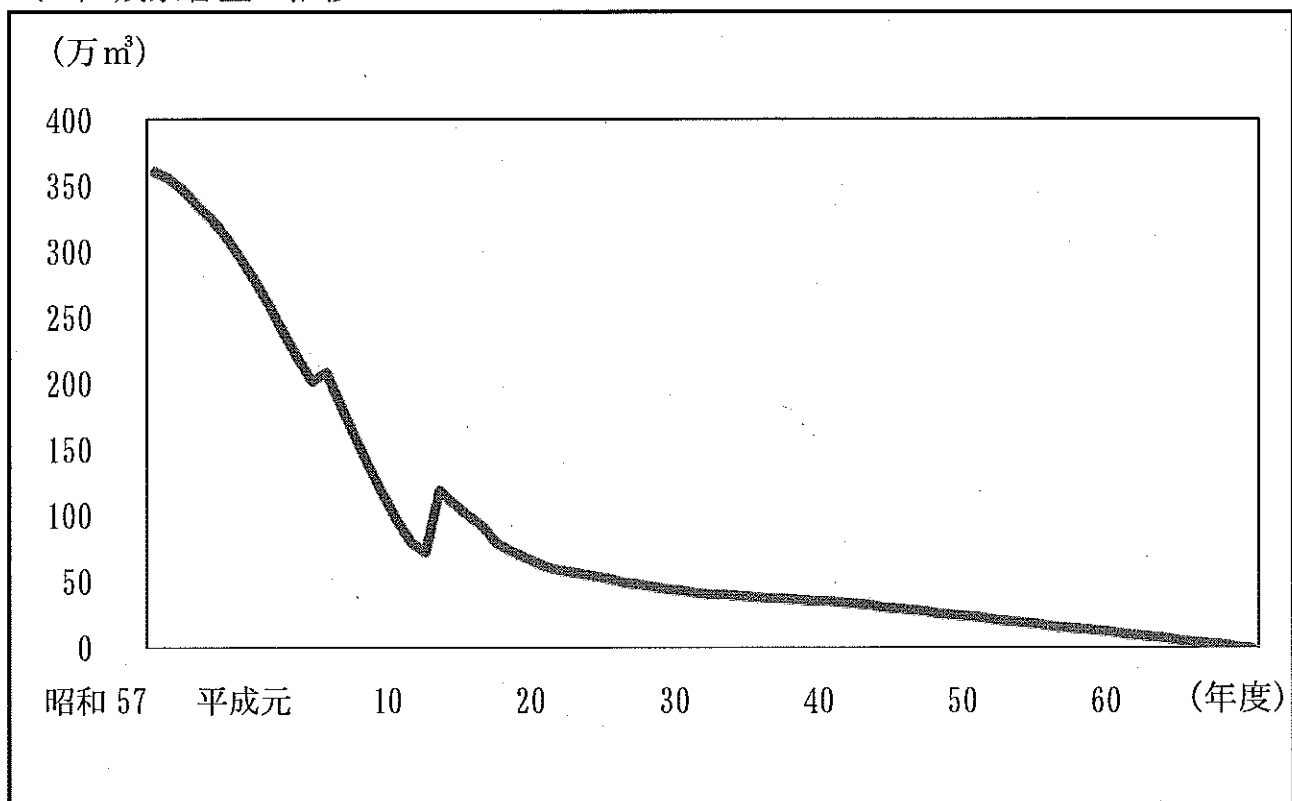
全 体 容 量	4 4 4 万 m ³
残余容量 (重量)	4 3. 5 万 m ³ (6 7 万 トン)

(注) 残余容量は平成 3 0 年 3 月末現在の実測値であり、重量は過去の埋立比重の実績を基に算定した。

(2) 今後の残余容量の考え方

第 5 次一般廃棄物処理基本計画に基づき、埋立量を平成 4 0 年度に目標値の年間 1. 8 万トンまで減らし、それ以降は目標値のままで推移するとして愛岐処分場の残余容量を試算した。

(3) 残余容量の推移



1 8 愛岐処分場浸出水処理施設の改築 の概要

